

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(健康寿命の増進)</p> <p>・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	農林水産省	<p>・食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を厚生労働省等との連携の下に行うとともに、健全な食生活による生活習慣病を予防するため、食品の機能性や食品素材の組合せによる効果等の解明に関する研究を厚生労働省との連携の下に実施する「食品の安全性及び機能性に関する総合研究」を15年度予算政府案により実施。</p>	<p>人の健康維持に有益に働く微生物として代表的な乳酸菌の免疫調節作用が十分に発揮される条件を動物実験で解明。</p> <p>抗酸化活性を有し、機能性成分として有望なポリフェノールの調理による消長を解明。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・研究開発の着実な実施。</p>
		<p>・農林水産生態系における有害化学物質（カドミウム、ダイオキシン等）について、その動態の把握、生物、生態系への影響評価を行うとともに、分解・無毒化技術の実証研究等を通じたリスク低減技術を開発する「農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発」を15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</p>

	農林水産省	<p>・平成15年度予算政府案において「有用遺伝子活用のための植物（イネ）・動物ゲノム研究」を措置し、イネゲノムについては、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、重要形質に着目した機能解明、ゲノムの種間・属間比較研究等を実施するとともに、ゲノムデータと研究成果を結集するゲノムリソースセンターを整備し、動物ゲノムについて、DNAマーカーを用いた高品質育種を促進する。</p>	<p>イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了（特許出願済み件数：40件）。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) ・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>	農林水産省	<p>・自給率の向上、「食」の安心・安全性に対する国民の信頼の確保といった課題を抱え、担い手の高齢化、高コスト構造、漁場環境の悪化等の厳しい条件下、水産業がより高い競争力を獲得できるよう、提案公募型による技術開発事業を実施した。</p>	<p>・水産庁では、平成11年度より行政サイドが課題の設定を行う従来型の技術開発事業の一部を見直すとともに、水産業以外の業種も含め、広く民間企業等から課題提案を行う新たな方式を採用し、地域独自、異業種独自の創意工夫ある技術開発に対する支援を行った。その結果、水産業の活性化に直結する成果を得ることができた。また、技術開発力を有する中小企業の活性化を促進することができた。</p>	<p>・事業の終了後においても、開発された技術が継続的に水産業に貢献・浸透するよう、技術の普及への対応が必要。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・民間企業等に対し、水産業の技術を活用した新事業等に資する技術等を内容とする実用化段階の技術開発課題の募集・採択を実施する。 ②平成15年末 ・採択された課題が、適切に実施されているか評価・検討を行う。 ③それ以降 ・実用化段階にある技術開発課題に対しては、引き続き助成を行いつつ、開発された技術の普及に努める。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進)</p> <p>・文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実により「大学発ベンチャー1000社計画を推進する(平成14年度以降3カ年)。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>バイオ等生物系先端技術により新産業の創出、企業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源等を活用した研究開発を推進する「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」を平成15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (産業化支援)</p> <p>・総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ITなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・これまでに解明・蓄積してきた農林水産生物に関する情報・生物素材を活用し、新機能素材、生物機能活用技術の開発を行うとともに、新たにマイクロバイオリアクターの構築を行う「生物機能の革新的利用のためのナノテクノロジー・材料技術の開発」を15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・流域圏における水・物質循環の機構及び農林水産生態系の機能を解明し、農林水産活動の影響評価をもとにした農林水産生態系の機能の維持・向上技術及び流域圏環境の管理手法を開発する「流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生管理技術の開発」を15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (環境産業の活性化)</p> <p>・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・各都道府県に、都道府県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を設置。</p> <p>・モデル地区において、生産現場（農家ほ場）から排出される使用済みプラスチックの一時保管場所の整備等を実施。</p>	<p>・主に使用済農業用プラスチックを素材とする再生利用品が着実に増加しており、施設園芸野菜生産農家等における廃プラ再生品の利用意識が向上（例：廃プラスチック樹脂製農業用資材の新規導入により、育苗箱の大量導入、パレットの導入）。</p> <p>・使用済農業生産資材の発生抑制を推進した結果、展張年限が1～2年の従来型フィルムから、3年以上の中長期展張フィルムへの転換が促進された（例：3年以上の中長期展張フィルムを事業実施後2.4倍に拡大）。</p>	<p>・特に、農業用廃プラスチックの発生量が少なく県内に再生処理業者のいない地域の多くは、依然として回収や再生処理が進んでいない状況の下にあることから、農家等による農業用廃プラスチックの不法投棄等が後を絶たず、より実効性のある適正処理体制整備の確立が課題。</p> <p>・農業用廃プラスチックの排出量をより一層抑制するとともに、使用済農業用生産資材を資源として再生利用するための使用済農業生産資材再生利用循環システムの構築が課題。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・都道府県段階、市町村段階において、農業者、農業団体、流通販売業者、行政などから構成される適正処理推進協議会を設置し、それぞれの役割、分担を明確にして、地域における組織的な適正処理を計画的かつ合理的な推進に取り組む。</p> <p>②平成15年末 ・農業用廃プラスチックの排出量を抑制するため、農業用マルチフィルムを排出を伴わない生分解性素材（バイオマス）へ転換し、普及定着を促進するとともに、市町村段階における回収等の適正処理体制の整備強化を図る。</p> <p>③それ以降 ・農業用廃プラスチックの排出量を大幅に抑制するとともに、使用済農業用生産資材を資源として再生利用するための使用済農業生産資材再生利用循環システムを確立する。</p>
	<p>農林水産省</p>	<p>・家畜排せつ物、食品加工残さ等の革新的な循環利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料の生産技術の開発を行うとともに、新たに地域におけるバイオマス利用を推進していくためのシステム化技術開発に係る研究を推進する「農林水産バイオリサイクル研究」を15年度予算政府案により実施。</p>	<p>独立行政法人、民間企業、大学を交えた共同研究により、農林系バイオマスをガス化してメタノールを製造する技術を開発し、試作機による運転実験を開始。</p>		<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</p>

農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策推進大綱」に対応していくため、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング、地球温暖化が農業、森林、漁業へ与える影響の評価・予測技術、温室効果ガスの排出削減技術を開発するとともに、有機性資源を用いた化石燃料代替エネルギー生産技術の開発の加速化を図る「地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発」を15年度予算政府案により実施。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末～③それ以降</li> <li>・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホタテ、カキ等の貝殻を漁場の底質改良材等として有効活用するための適正な技術開発調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会づくりのためのリサイクルシステムの構築に向けた課題の抽出を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型リサイクルシステムの構築に当たって、貝殻の再生資源としての物的特性を活用したリサイクルコストの低減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末～③それ以降</li> <li>・抽出された課題について検討を行い、貝殻の適正なリサイクルシステムを構築する。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産系副産物のリサイクル材としての活用を普及するため、水産系副産物活用推進モデル事業を15年度予算政府案において創設。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝殻に係るリサイクル技術の確立。</li> <li>・水産系副産物の漁場改良効果や資材としての適応性等の検証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末～③それ以降</li> <li>・モデル地区の選定、事前検討、関連調査の実施。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然エネルギーや資源を活用した効率的な基盤整備を行う自然調和・活用型漁港づくり推進事業を15年度予算政府案において創設。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンドバイパス、間伐材魚礁等モデル事業の効果の検証。</li> <li>・耐久性、経済性等の向上に資する技術の開発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末～③それ以降</li> <li>・モデル地区の選定、事前検討、関連調査の実施。</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁村における循環型社会の構築に寄与するため、漁業集落環境整備事業により、自然エネルギーを活用した集落排水処理施設の整備や汚泥等を有効活用するための堆肥化施設の整備を15年度予算政府案において重点的に推進する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末～③それ以降</li> <li>・平成15年度の実施により得られた問題点等の把握を行い、次年度活用できるようフォローアップを行う。</li> </ul>

	農林水産省	<p>・平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の着実な実施を図るため、食品関連事業者、再生利用事業者、地方公共団体、農業者、消費者等を対象に、食品リサイクル法の趣旨等の普及啓発を図るとともに、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行った。</p>	<p>農林水産省の調査によれば、再生利用に取り組んでいる事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）の割合は、平成12年度の46%から平成13年度は50%に向上しており、食品廃棄物の利活用に向けて成果をあげている。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降      ・食品リサイクル法の着実な実施を図るため、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対する支援を実施。      ・食品関連事業者等を対象にした食品リサイクル法の普及啓発、法施行に必要な基礎データを収集するための委託調査等を実施。</p>
	農林水産省	<p>・食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術開発を支援し、その成果について3月中旬に公開発表会を開催。</p>			<p>①第156回国会会期末      ・15年度予算案に盛り込まれた食品の資源循環システム構築に必要な技術の開発を支援する。      ②平成15年末～③それ以降      ・上記技術開発の成果について15年3月に公開発表会を開催し、広くPRに努める。      ・引き続き、技術開発の支援に努める。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略          (食料産業の活性化)          ・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付加価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。</p>	農林水産省	<p>・食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を厚生労働省等との連携の下に行うとともに、健全な食生活による生活習慣病を予防するため、食品の機能性や食品素材の組合せによる効果等の解明に関する研究を厚生労働省との連携の下に実施する「食品の安全性及び機能性に関する総合研究」を15年度予算政府案により実施。</p>	<p>人の健康維持に有益に働く微生物として代表的な乳酸菌の免疫調節作用が十分に発揮される条件を動物実験で解明。          抗酸化活性を有し、機能性成分として有望なポリフェノールの調理による消長を解明。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降          ・研究開発の着実な実施。</p>

農林水産省	<p>・平成15年度予算政府案において「有用遺伝子活用のための植物（イネ）・動物ゲノム研究」を措置し、イネゲノムについては、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、重要形質に着目した機能解明、ゲノムの種間・属間比較研究等を実施するとともに、ゲノムデータと研究成果を結集するゲノムリソースセンターを整備し、動物ゲノムについて、DNAマーカーを用いた高品質育種を促進する。</p>	<p>イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了。（特許出願済み件数：40件）</p>		<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
農林水産省	<p>・バイオテクノロジー等を活用し、機能性食品の開発等の民間が行う技術開発を支援。その成果について15年3月中旬に公開発表会を開催。</p>	<p>・14年度に実施している課題について、現在、年度末に向けての成果の最終的な取りまとめを実施。</p>		<p>①第156回国国会会期末～②平成15年末 ・14年度に着手し17年度まで予定の事業について着実な実施に努める。 ・15年度予算案に盛り込まれた食品産業における次世代型発酵技術の開発を支援する。 ③それ以降 ・年度末には毎年度点検を行い、次年度の効果的な推進を図る。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化)</p> <p>・平成14年度から、食品表示制度を含めた食品安全行政の抜本的な改革に着手し、消費者に信頼される食の安全安心体制を構築する。特に、内閣官房は関係府省と協力して、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会(仮称)を新たに設置するための法案及び消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法案(仮称)を平成15年の通常国会に提出するとともに、農林水産省等は、リスク管理部門を産業振興部門から分離・強化する等所要の見直しを図る。</p>	農林水産省	<p>・食品の表示項目を科学的に検証するための研究開発、食品の安全性にかかる分析・検出技術の高度化・迅速化、リスク低減技術の開発等を厚生労働省等との連携の下に行うとともに、健全な食生活による生活習慣病を予防するため、食品の機能性や食品素材の組合せによる効果等の解明に関する研究を厚生労働省との連携の下に実施する「食品の安全性及び機能性に関する総合研究」を15年度予算政府案により実施。</p>	インターネットを利用して生産物情報を消費者に提供できる農産物ネット認証システムを開発。		<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・研究開発の着実な実施。</p>
	農林水産省	<p>・BSEについて、プリオン蛋白質の性状解明、診断技術の開発、環境中の異常プリオン蛋白質の不活化技術の開発等を厚生労働省、海外の研究機関等との連携のもとに実施するとともに、重要な人獣共通感染症についても診断技術や予防技術の開発等を実施するための新規プロジェクト「牛海綿状脳症(BSE)及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発」を15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・研究開発の着実な実施。</p>



<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目標とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。</p>
	<p>農林水産省</p>	<p>・家畜排せつ物、食品加工残さ等の革新的な循環利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料の生産技術の開発を行うとともに、新たに地域におけるバイオマス利用を推進していくためのシステム化技術開発に係る研究を推進する「農林水産バイオリサイクル研究」を15年度予算政府案により実施。</p>	<p>独立行政法人、民間企業、大学を交えた共同研究により、農林系バイオマスをガス化してメタノールを製造する技術を開発し、試作機による運転実験を開始。</p>		<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</p>

	<p>・「地球温暖化対策推進大綱」に対応していくため、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング、地球温暖化が農業、森林、漁業へ与える影響の評価・予測技術、温室効果ガスの排出削減技術を開発するとともに、有機性資源を用いた化石燃料代替エネルギー生産技術の開発の加速化を図る「地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発」を15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・総合科学技術会議が主催する「環境イニシアティブ」の枠組みの中で関係府省と連携・協力しつつ研究開発を実施。</p>
<p>(地域産業の活性化) 農林水産省は、規制改革による林業への民間事業者の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討する。</p>	<p>・14年12月26日に農林水産省が「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定。</p>	<p>・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、地球温暖化対策推進大綱に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。</p>	<p>・これまで、農林水産省と環境省は共同で森林整備のあり方について検討を重ねてきたところ。 ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を計画的かつ着実に達成するためには、環境省をはじめ関係省庁との施策連携強化並びに地方公共団体、森林所有者等との理解と協力が不可欠な課題。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・森林法を改正し、森林の多面的機能の発揮を図る公共事業である森林整備事業と治山事業の総合的かつ効率的な推進を図るとともに複層林施業を推進する観点から、森林計画制度を見直す。 ②平成15年末 ・管理不十分な森林を抽出し、これを整備する「プラン」を都道府県が作成し、これらの森林の着実な整備を進める。 ③それ以降 ・森林吸収源対策を着実に実施していく一方、地球温暖化対策推進大綱のステップバイステップの取組方針に従い、平成16年度末に森林吸収源対策の評価見直しを行う。</p>

## 八. 規制改革

<p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p> <p>・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。</p> <p>・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。</p>	<p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p> <p>・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。</p> <p>・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。</p>		<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降</p> <p>・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p> <p>①第156回国国会会期末 ・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとります。</p>
--	--------------	--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。</li> <li>・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じた。</li> <li>・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。</li> <li>・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国国会期末～②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。</li> <li>③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>①第156回国国会期末 <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の説明会等による普及。</li> </ul> </li> </ul>
--	---	--	---	---

木. その他の制度改革

<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(個性ある人間教育)</p> <p>・文部科学省は、関係府省と連携し、平成14年度から学校内外を通じた奉仕活動・体験活動等を推進するための協議会等を整備するとともに、これらの活動を学校において単位認定する等の取組みを奨励する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、身近な自然環境との触れ合いのニーズの高まりを背景に、農業用水路等を活用した体験学習等を支援する「子どもたちの農業・農村体験学習推進事業」を創設。</p>	<p>農業教育推進事業において、子どもたちの農業体験学習を全国でモデル的に、71地区767校で実施した。</p>	<p>教員の農業に関する技術や知識・情報の不足、農園確保の困難さ、農村地域の受入体制整備の遅れ、指導者の不足等の理由により、農業体験学習を行っている小・中学校は全国で52%にとどまっている。</p>	<p>①第156回国国会会期末</p> <p>・文部科学省との連携の下、全国に設置したモデル地区において、各県教育委員会が選定した推進校等が実施する農業体験学習の受入等を行う。また、厚生労働省と連携して、児童館における農業体験学習を推進するなど、一層の推進を図る。さらに、農業体験学習に加え、用水路やため池等身近な水辺環境を活用した水辺環境体験学習や、修学旅行等を通じた農業・農村体験等を行う。</p> <p>②平成15年末</p> <p>・農業体験学習の推進に関するシンポジウムを開催するなど全国的な推進体制を整備する。また、文部科学省及び農林水産省の取組について情報・意見交換を行う「文部科学省・農林水産省連携協議会」を開催する。</p> <p>③それ以降</p> <p>・子どもたちの農業・農村体験学習推進事業について、着実な推進を図る。</p>
---	--------------	--	--	---	--

農林水産省	<p>文部科学省と連携し、森林での様々な体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」の実施や国有林野等における体験活動のためのフィールドを提供するための施策を実施するなど、森林・林業体験活動等を推進。</p>	<p>森林・林業分野における様々な体験活動・体験学習の機会が提供され、森林環境教育の推進が図られるとともに、体験活動等の指導者の育成が図られた。</p>	<p>・完全学校週5日制の実施や教育課程への「総合的な学習の時間」の本格導入等に対応し、体験学習・体験活動の場として森林を積極的に提供していく必要。          ・森林・林業体験活動等を推進するためには、文部科学省との施策連携強化並びに地方公共団体、教育委員会等の理解と協力が不可欠。</p>	<p>①第156回国会会期末          文部科学省と連携し、森林・林業体験活動等を推進するため、平成14年度に引き続き平成15年度についても次の施策を実施。          ・指導者の養成確保          ・森林環境教育プログラム及びテキストの開発と普及          ・安心して活動できる森林の確保・整備          ・森林環境教育に関する情報提供等          ②平成15年末          ・上記施策の着実な推進。          ③それ以降          ・上記施策の継続(必要に応じ見直し)を行う。</p>
農林水産省	<p>・若年層の漁業に対する理解の醸成及び魚食普及を含めた食生活の改善に関する取組として、小中学生等を対象に体験学習を開催。          ・“おサカナを食べる”とは、大いなる海の生命を頂くことであり、そのことを小学生の時から肌で感じ、海に囲まれた島国・日本の素晴らしさに目覚めてもらうため、「こどもサカナ」体験ツアー」等を平成14年度から実施。</p>	<p>・水産業や、魚食を含めた食生活の改善について、若年層の理解が深まった。</p>	<p>・体験学習を円滑に推進できるよう、積極的な情報提供をはじめとする受入体制等の確立。</p>	<p>②平成15年末～③それ以降          ・教材作成、講演会の開催等を通じて、学校教育現場や地域社会に対し、体験学習に係る情報を提供する。          ・水産物の安全性について、消費者、小中学生と学識経験者、生産者とのコミュニケーションを活性化させることにより、水産物消費の改善を促進する。</p>
農林水産省	<p>・水産生物資源の保護培養、利用等に関する知識の普及教育を目的とした体験学習施設等の整備を15年度予算政府案により実施。</p>	<p>・平成14年度、村内外の小中学生を対象とした釣り教室の開催や遊漁に関するマナー等についての普及教育を行うための体験学習施設を整備した。(山梨県道志村：平成15年3月竣工予定)</p>	<p>・自然環境の保全等に資する環境教育の場の整備。</p>	<p>②平成15年度末～③それ以降          ・体験学習施設、遊漁施設等の整備を推進</p>